

## 特定商取引に関する法律に基づく表示(ハーバライフ・ビジネス)

ハーバライフ・ビジネスはもちろん適法な商取引ですが、成功した時の収入が桁外れなだけに、誤解を招きやすい側面があることも否定できません。良いことだけを強調した広告では、逆に閲覧者の疑念を生じさせてしまうだけでなく、後々のトラブルにもつながりかねません。閲覧者の疑念を払拭して、信用を得るためにも、特定商取引法に基づいた正しい表示を行ってください。

### ハーバライフ・ビジネスについて

ハーバライフ・ビジネスは連鎖販売取引に該当するため、ハーバライフ・ビジネスについての広告を行なう際は、そのウェブサイト内において、以下の事項を表示することが義務づけられております。(同法第35条に基づく)

1. 商品の種類
2. 当該連鎖販売取引に伴う特定負担に関する事項
3. その連鎖販売業に係る特定利益について広告をするときは、その計算方法
4. その他省令で定める事項(省令第25条)

広告をする連鎖販売業を行なう者の氏名(または名称)、住所、電話番号

連鎖販売業を行なう者が法人で、インターネット等の電子情報処理組織を利用した広告をする場合は  
当該連鎖販売業を行なう者の代表者または連鎖販売業に関する業務責任者の氏名

商品名

解説(特定商取引に関する法律等の施行についての通達等に基づく)

- ・ 「商品」とは、ハーバライフの製品のことであり、ハーバライフ・ビジネスに関する広告を行なう際は、それがハーバライフのビジネスであり、ハーバライフが扱っている製品が、ウエイト・コントロール製品及び栄養補給食品、パーソナル・ケア製品であることを表示して下さい。
- ・ 「当該連鎖販売取引に伴う特定負担」とは、ハーバライフ・ビジネスを始めるのに必要なハーバライフ・ディストリビューター登録の前提となるインターナショナル・ビジネス・パックの購入、及び、ハーバライフ・ディストリビューター年間登録更新料の支払に該当します。従って、ハーバライフ・ビジネスに参加するにはインターナショナル・ビジネス・パックの購入が必要であることと、又、そのインターナショナル・ビジネス・パックの具体的な販売価格(IBP ¥12,900 または ミニIBP ¥8,900)、及び、ハーバライフ・ディストリビューター年間登録更新料が ¥1,100 (スーパーバイザーは ¥6,600)であることを表示してください。

- ・ 「**その連鎖販売業に係る特定利益**」とは、ハーバライフ・ビジネスにおいて得られる利益のことです。「月収万円が可能」というような具体的な金額を表示して広告する場合だけでなく、「高収入が可能」のように具体的な金額を表示しない場合でも、特定利益に関する広告を行なう際は、その特定利益を得るための具体的な計算方法を示した上で、全ディストリビュータの中で、それと同等の額の特定利益を得ている者がどれだけいるのかを具体的に示し、実際以上に高収入が得られるかのような見込みを持たせないようにしなければなりません。
- ・ 「**連鎖販売業者の氏名または名称**」は、責任の所在を明らかにするため、法人でも個人であっても表示する必要があります。個人事業者の方の場合には、個人事業者氏名の他、屋号を表示しなければなりません。「**連鎖販売業者が法人**」の場合は、当該連鎖販売業者の代表者氏名または連鎖販売業に関する業務責任者氏名を必ず表示しなければなりません。なお、連鎖販売業者氏名、個人事業者氏名、代表者氏名、業務責任者氏名は必ずフルネームで表示しなければなりません。名字のみの表示では不十分です。
- ・ 「**連鎖販売業者の住所**」および「**連鎖販売業者の電話番号**」の表示は、事業者の实在確認のため、また、問い合わせ時の連絡方法の多様性の面からも、当該項目の表示は重要ですので、必ず正確に表示するようにお願いします。
- ・ 「**商品名**」とは、ハーバライフの製品の名称のことです。ハーバライフ・ビジネスに関する広告を行なう際は、各製品の名称を必ず表示して下さい。また、広告の効果を上げるためにも、各製品の名称だけでなく、各製品の特徴等も併記されることをお勧めします。